



News Release

すてきな未来応援します

フコク生命

©1976, 2018 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. 593187
「ハローキティ」はフコク生命のイメージキャラクターです。

2020年3月27日

富国生命保険相互会社

働けない日々の、
暮らしをささえる。

はたらくささえ^{プラス}の発売について

就業不能保障特約(2020)

富国生命保険相互会社(社長 米山好映)は、2020年4月1日(水)より、主力商品である「未来のとびら」(特約組立型総合保険)に付加する新たな特約として、入院や在宅療養で働けなくなったときの収入の減少をカバーする「はたらくささえプラス」〔就業不能保障特約(2020)〕を発売いたします。

新特約「はたらくささえプラス」は、入院または在宅療養による就業不能状態が30日間継続したとき12ヵ月にわたって毎月給付金をお支払いし、就業不能状態が1年間継続したときには最長70歳まで毎年年金をお支払いします。当社は、2011年より「働けないリスク」に備えられる「就業不能保障特約」を販売しておりますが、今回、累計販売件数58万件の実績を持つこの特約をバージョンアップし、給付対象となる就業不能状態の継続期間を従来よりも短縮する一方、長期の就業不能状態に対しては年金の支払期間を拡大することで、いち早く、より長く就業不能時の家計を支えることを可能としました。

今後も、企業活動の原点としている「お客さま基点」の価値観のもと、お客さまにとって真に必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

● ● ● 「はたらくささえプラス」のポイント

1 入院または在宅療養が30日間継続した場合、就業不能給付金を12ヵ月にわたり毎月お支払い

- 入院または在宅療養(精神疾患による場合は入院のみ)による所定の就業不能状態が30日間継続したとき、給付金を12ヵ月にわたり毎月お支払いします。
- 給付金支払期間中に就業不能状態から回復しても、12ヵ月分お支払いします。
- 就業不能給付金は、通算10回までお支払いします。(精神疾患による支払いは1回のみ)

2 入院または在宅療養が1年間継続した場合、就業不能年金を生存の限り70歳まで毎年お支払い

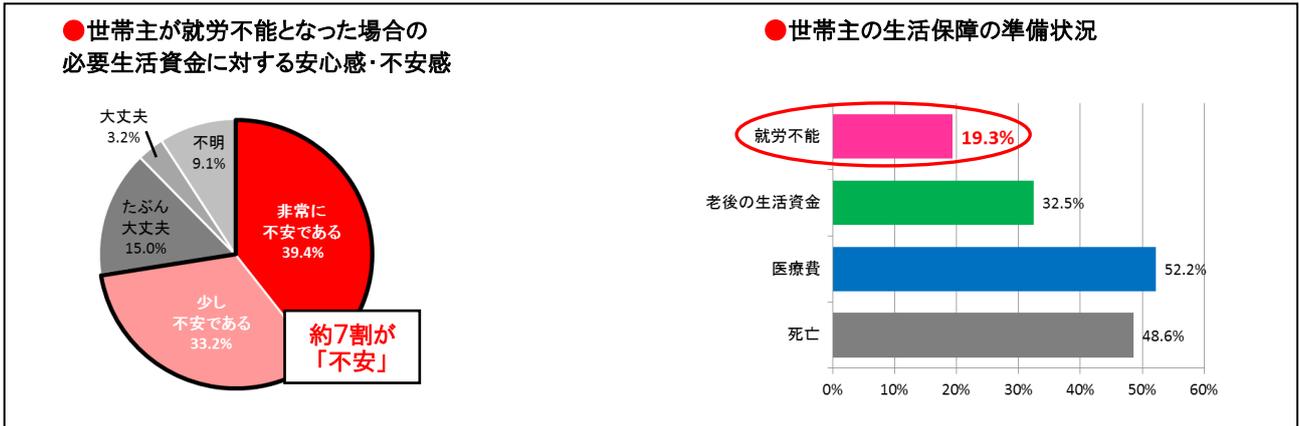
- 入院または在宅療養による所定の就業不能状態(精神疾患による場合を除く)が1年間継続したときは、年金の支払いが開始し、被保険者が生存の限り70歳まで毎年お支払いします。
- 年金支払期間中に就業不能状態から回復しても、最長70歳までお支払いします。

短期・長期それぞれの就業不能のリスクに対して、
1つの特約で備えることが可能となりました

1. 発売の背景

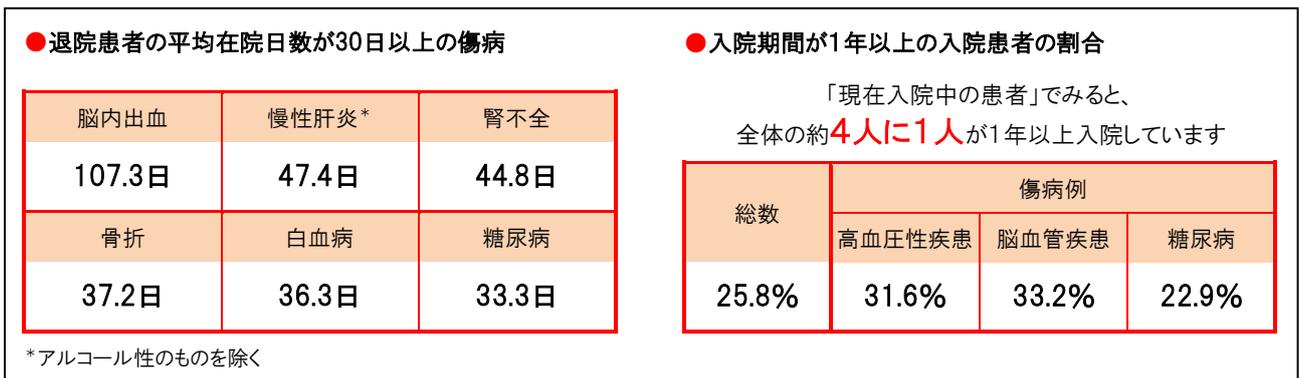
病気やケガにより入院や在宅療養を余儀なくされた場合には、治療費などの負担もさることながら、働けなくなることで収入が減少または途絶するリスクにもさらされることになります。

生命保険文化センターの調査によると、世帯主が働けなくなった場合の必要生活資金に関して、7割を超える方が「不安」を抱えています。その一方で、実際に生活資金の準備をしている人の割合は2割にも満たない状況であり、就業不能のリスクに不安を感じながらもそれに対する準備はあまり進んでいないことがうかがえます。



出典：生命保険文化センター
「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

また、厚生労働省の「平成29年 患者調査」によると、退院された方の約8割が引き続き医療機関に通院して治療や検査を受けています。中でも、入院日数が30日以上に及ぶようなケースでは、生活習慣病や骨折などが主な原因であることから、退院後も継続的な通院やリハビリ等により就業が制限される可能性が想定されます。さらに、入院日数が1年以上にも及ぶような重篤な傷病の場合には、社会復帰が困難となることも考えられます。

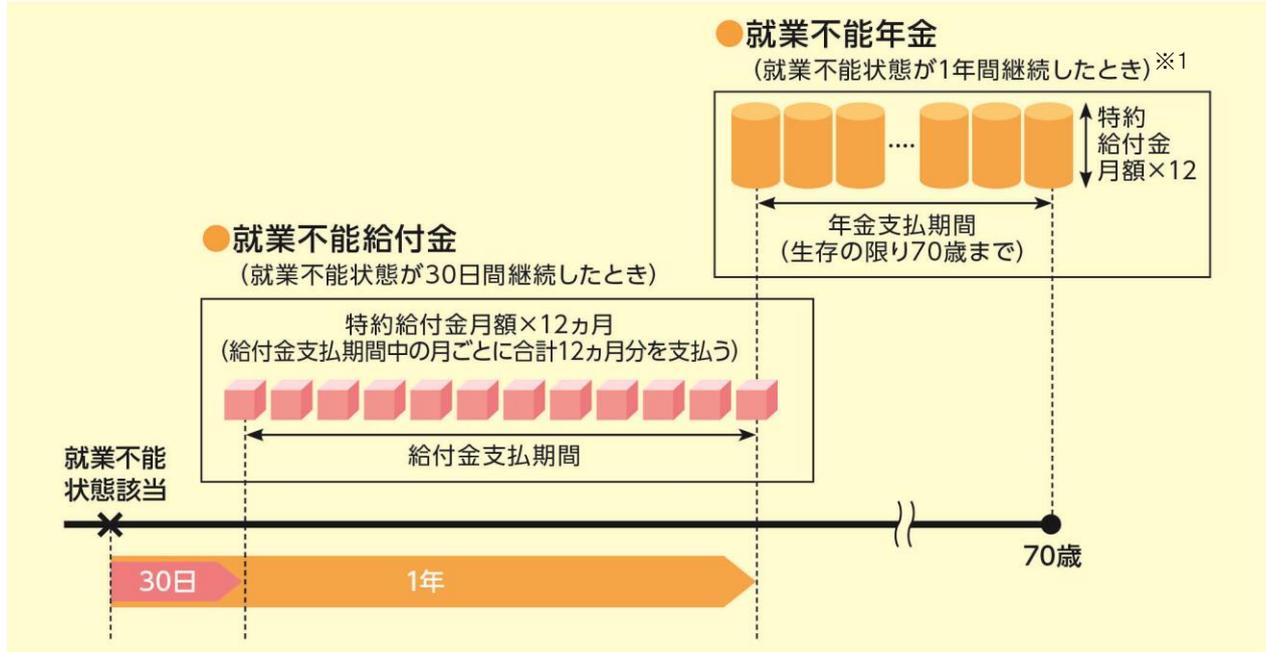


出典：厚生労働省「平成29年 患者調査」

当社は、このような状況を踏まえ、公的保障や医療保険による給付だけでは必ずしもカバーしきれない就業不能時の経済的リスクについて、比較的短期の就業不能状態から入院や在宅療養が長期に及ぶケースまで1つの特約で備えることを可能とする「はたらくささえプラス」を開発しました。

2. 「はたらくささえプラス」の商品内容

(1) 給付の仕組み



※1 精神疾患を原因とする場合を除きます

(2) 支払事由等

①この特約における就業不能状態の定義

就業不能状態 A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(所定の精神疾患を除く)による入院または在宅療養※2をしていること。
就業不能状態 B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院をしていること。

※2 医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療(注)または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等(注)を受けながら治療に専念することをいいます。

(注)「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除く)が算定されることを要件とします。

②給付金等の名称・支払事由・支払額

給付金等の名称		給付金等をお支払いする場合(支払事由)	支払額
就業不能給付金		特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき。 1. 就業不能状態Aに該当し、その状態が該当した日から起算して30日間継続したこと。 2. 就業不能状態Bに該当し、その状態が該当した日から起算して30日間継続したこと。	特約給付金月額 ×12ヵ月分
就業不能年金	第1回の就業不能年金	特約の保険期間中に、就業不能状態Aに該当し、その状態が該当した日から起算して1年間継続したとき。	特約給付金月額 ×12
	第2回以後の就業不能年金	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき。	

(3) 保険期間・保険料払込期間および加入年齢範囲

保険期間・保険料払込期間	加入年齢範囲
10年	15歳～60歳
15年	15歳～55歳

(4) 保険料例(被保険者30歳男性/口座振替月払)

[契約例]



	保険期間	保険金額
収入保障特約<逓減型>(2014)	55歳まで	特約年金額200万円
生活障害保障特約(2015)	15年	500万円
介護保障特約<有期型>(2012)	15年	100万円
就業不能保障特約(2020)	15年	特約給付金月額15万円

毎回保険料 8,772円(うち就業不能保障特約(2020)部分は2,675円)

以上